

物品買入契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、発注者の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第3条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものは、発注者が負担する。

(監督)

- 第4条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納品書等の提出等)

- 第5条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査)

- 第6条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。

- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。

- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

- 第7条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第5条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 5 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第8条 発注者は、第6条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第9条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第11条 受注者は、納入期限内に物品を納入できないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の申し出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

第12条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入できない場合又は納入することができなかった事実が判明した場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下「遅延利息の率の割合」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第6条第1項又は第7条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

- 4 第7条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

- 5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更)

第13条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第 15 条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき又は第 8 条第 2 項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前 2 項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。

4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して支払金額に遅延利息の率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第 7 条第 1 項、第 2 項又は第 10 条第 1 項の引換え又は手直し等がなされないとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 16 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 18 条の規定によらないで、受注者から契約解除の申し出があったとき。

(8) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

(9) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(10) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、分割納入し発注者の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金とする。ただし、この契約を解除したことにより、発注者が損害を受けたときは、発注者は受注者に対し、損害賠償の請求ができるものとする。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 受注者がその債務の履行を拒絶し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

(協議解除)

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第13条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(相殺)

第19条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(賠償の予定)

第20条 受注者は、この契約に関して、第16条の2第9号の又は第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を終了した後も同様とする。ただし、第16条の2第10号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(使用自動車の制限)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。

2 受注者は、発注者が前項の確認をするために必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示又は提出しなければならない。

(契約の効力)

第22条 この契約を電子契約で締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載の年月日より効果を有する。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(令和7年12月15日適用)

国分寺市契約における暴力団等排除措置に関する特記約款

(総則)

第1条 この特記約款は、この特記約款が添付される契約と一体となす。

(用語の定義)

第2条 この特記約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 発注者である国分寺市をいう。
- (2) 受注者 国分寺市との契約の相手方をいう。受注者が共同事業体又は事業協同組合等であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号。以下「条例」という。)第2条(定義)第1号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者をいう。
- (5) 不当要求行為等
次に掲げるものをいう。
ア 暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為
イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告することなく解除又は解約することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

- (4) 法人の役員若しくは使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員若しくは使用人が自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
- (6) 前各号に関し勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 5 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当したときは、受注者を市の契約に関与させないものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 受注者は、下請負人又は再委託の受託者（以下「下請負人等」という。）がある場合において、当該下請負人等が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (3) 受注者は、この契約に関して受注者の下請負人等がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、前条第1項及びこの項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、状況に応じて解約解除、入札参加資格停止又は違約金の請求等必要な措置を講じることができる。下請負人等が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

(令和6年4月1日適用)